

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

			資料番号	5	担当課	水産課
法令名	愛媛県漁業調整規則	根拠条項	20-1	不利益処 分の種類	休業による許可の取消し	
<p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (休業による許可の取消し)</p> <p>第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>						